

◆介護予防・生活支援

これまでの検討事項と対応状況（平成30年度～令和4年度）				令和5年度の検討事項と市の取組	
区からの検討事項		市の対応状況		区からの検討事項	市の取組
総合事業	身近な地域の中で、高齢者が歩いて集まれる場所を増やすことが必要。	西	H30	・生活支援コーディネーター（高齢福祉課、区役所福祉課、高齢者支援センターささえりあに配置）を中心とした地域資源の開発やマッチング等	<p>【既存の取組】</p> <p>○特定道路事業 歩道の段差の解消など、安全・安心な道路環境の構築を図っている。</p> <p>○バス停ベンチ事業 バリアフリーマスタープラン策定に伴う具体的な事業として、バス停の待合環境改善を推進して外出しやすいバリアフリー環境をつくと共に公共交通の利用促進を図ることを目的にバス停ベンチの設置を実施している。</p> <p>○総合事業における地域支え合い型サービスについては、「くまもと介護保険知得情報」等を通して周知を行っている。また、申請手続き簡素化のため、今年度申請書類の押印廃止を実施。</p> <p>【今後の取組や方向性】</p> <p>○歩道の段差やがたつき、傾きを解消していく。</p> <p>○歩行者に対する安全を確保しながら、利用者の多いバス停や設置要望のあるバス停に令和5年度より6年で600箇所ベンチを整備予定である。</p> <p>○民間活力を活用した取組についても検討していく。</p> <p>○地域支え合い型サービスの申請書類等については、さらなる簡素化を検討するとともに、書類作成等のサポートを行う「立ち上げ支援事業」についても充実させていきたい。</p> <p>○生活支援に関する優良事例についての横展開を図っていくとともに、生活支援のニーズとのマッチングについても進めていく。</p>
	町内単位で集える多様な場の創設と、多様な地域の関係機関が外向いて支援するなど、地域住民主体の活動が持続していくような支援が必要。	中央	H30	・くまもと元気くらぶ活動費助成、リハビリテーション専門職の派遣等 ※令和4年度末くまもと元気くらぶ57団体	
	高齢者を地域で支えるための、地域団体やボランティア団体等によるインフォーマルな生活支援の創出や「おたがいさま」の理念を普及させることが必要。	北	H30	・地域支え合い型サービス（総合事業B・D：訪問・通所・移動支援サービス）活動費助成 ※令和4年度末訪問サービス5団体 通所サービス32団体 移動支援サービス5団体	
	介護職員（ヘルパー）の人員不足により、訪問介護を引き受ける事業所が見つからない状況があるため、地域の支え合いによる生活支援サービスの創設が必要。	東	H30	・中央区まちづくりセンターにてくまもとデジタルサポートセンターの開設 【推進会議の実績（施策化等したもの）】 ・令和1年度に地域支え合い型サービス補助金を創設（総合事業B・D：訪問・通所・移動支援サービス）。	
	介護予防の拠点づくりや、集いの場の充実を支える人づくりという観点から「くまもと元気くらぶ」の登録要件（週1回の活動及び保険加入要件）を緩和するなどの見直しが必要。中央区では全世代で集える場の充実を目指した介護予防の多様性、および発展の可能性について検討が必要と考える。	中央	R1	・くまもと元気くらぶの要件について、地域の実情を踏まえ、平成30年度に条件の緩和を実施。 ・令和4年度に、くまもと元気くらぶ、地域支え合い型サービスを対象に、補助金申請書類作成のサポートを行う「事務お助け会」を実施。	
	高齢者団体が行う補助金申請手続きの簡素化をお願いしたい。	西	R1	・令和4年度に、中央区まちづくりセンター主催の退職者等を対象とした「地域デビュー講演会」において、通いの場や介護予防サポーターの活動を紹介するチラシを配布。	
	高齢者等の移動手段や買い物支援サービス等の体制整備が必要	北	R1 R3 R4		
	住民主体の通いの場づくりについて、行政から企業等への協力依頼およびインセンティブを与えられるような仕組みの検討が必要。	中央	R1		
	ウィズコロナ時代を見据えた地域活動の場所（屋内外）の確保や見守り体制整備に向けた認知症サポーターの養成など世代を超えた担い手確保に企業の協力を依頼する必要がある。	中央	R3		
	高齢者の生活の質の向上に向けたICTの活用が必要	中央	R4		
申請手続きの簡素化や料金体系の明示等、新規団体や企業が参画しやすい制度への見直しと、制度の周知・広報が必要。	東	R4			
支え合いの取組が進むよう、withコロナの取組例の情報発信が必要	東	R4			

◆介護予防・生活支援

これまでの検討事項と対応状況（平成30年度～令和4年度）			令和5年度の検討事項と市の取組			
区からの検討事項		市の対応状況	区からの検討事項	市の取組		
その他移動支援	西区内には、交通不便地域が多く、買物等を支援する体制が必要。	西 H30	<p>・公共交通空白地域及び公共交通不便地域でのデマンドタクシー運行</p> <p><西区> 高齢者の運転免許証返納に関する課題については住民への啓発や環境整備が必要である。これまでも行政や警察で様々な取り組みを実施してきたが、自動車学校や交通業界とさらに連携を強化し、運転免許証の返納をしやすい環境づくりが必要である。</p> <p><北区>※再掲 高齢者等の移動手段や買い物支援サービス等の体制整備が必要。</p>	【既存の取組】 ○公共交通空白地域及び公共交通不便地域に対しては、地域と協働体制を構築しながら乗合タクシーを運行している（令和5年11月現在で22路線） また、多様な移動ニーズへの対応や利用者が減少しているバス路線の維持、さらには公共交通の再編を図ることを目的に、新技術を活用した新たな移動手段として、高齢者の日常生活の移動手段や子育て世代の支援など、地域の実情に応じ、対象・目的の異なる2地域でAIデマンドタクシーの実証実験を行っている。		
	運転免許返納後や日常生活における移動手段を確保する仕組みづくりが必要。	南 H30				
	交通不便地域では、運転免許証返納に伴い買い物や病院受診時の送迎サービスの充実が必要。	西 H30 R1			○トヨタ自動車がささえりああさひば園域において、高齢者の車にドライブレコーダーを設置しての日々の運転状況を確認し、危険運転の改善の勧奨や、運転ルートの提案を行う実証事業を実施している。	
	高齢者等の移動手段や買い物支援サービス等の体制整備が必要※再掲	北 R1 R3 R4			【今後の取組予定や方向性】 ○持続可能な公共交通を目指し、 <u>郊外部での移動手段の確保のほか、市街地部においても、交通結節点と周辺地域との接続等、市民の皆様の様々な移動ニーズを探りながら、AIデマンドタクシー等の取組について他地域への展開にもつなげていく。</u>	
	公共交通機関空白地域の高齢者（運転免許返納後等）について、日常生活における移動手段への支援（デマンドタクシー・タクシー券の補助等）が必要。	南 R1			○トヨタ自動車と連携協定を締結し実証事業の範囲を市内全域に広げていく。	
自分で運転しなくても移動できる交通手段の確保。	西 R3					
担い手の確保	一人暮らし高齢者数の割合が高く、地域活動へ積極的に参加する人も固定化している状況から、地域活動や高齢者を支えるための担い手の育成が急務。	中央 H30	<p><中央区> 介護予防サポーターと地域双方のニーズ把握と、マッチングシステムの更なる充実が必要。</p> <p><東区> デジタル技術を活用した、ボランティアとサポートを受けたい人のマッチングの取り組みについて検討が必要ではないか。</p>	【既存の取組】 ○令和4年度（2022年度）、介護予防サポーターを対象とした活動意向調査を実施。「通いの場」の立ち上げ支援や自らの得意分野等で活動を支援したい方が多数存在するという結果が得られている。地域における通いの場等への運営支援や生活支援に係るニーズと介護予防サポーターとのマッチングを行う仕組みの構築のため、R5年度マッチングを試行的に実施している。		
	高齢化によって、地域活動の担い手が減少しており、担い手の育成が必要。	西 H30				
	地域活動の担い手不足の対策が必要。	北 H30		【推進会議の実績（施策化等したもの）】 ・R1年度から、介護保険サポーターポイント制度について、ポイント付与の対象を、施設におけるボランティア活動だけでなく、地域の介護予防活動にも拡充。	○市民公益活動推進経費 ボランティアに関する募集情報を、熊本市市民活動支援センター・あいぽーとのホームページ上に掲載している。また、同センターのボランティア登録をいただいた市民の方に対して、適宜ボランティア情報を提供している。	
	公務員・会社員が退職する年代（65歳あたり）の節目に“成人式”のような催しを開いて地域の担い手の育成に繋げる。	南 H30			【今後の取組や方向性】 ○ <u>介護予防サポーターと地域ニーズとのマッチングを行う仕組みを新たに導入することで、介護予防サポーターの活躍の場を創出していくとともに地域活動の活性化を促進していく。</u>	
	介護保険サポーターポイント事業について、活動実績を上げるためにはそのボランティア活動の対象範囲の拡大やポイント還元手続きの簡略化などの検討が必要。	中央 R1				○今後も熊本市市民活動支援センター・あいぽーとを通じて、継続的にボランティアに関する情報提供を行っていく。
	高齢者等の見守りや声掛けパトロールに取り組む人材育成が必要。	北 R1 R3 R4				
	ウィズコロナ時代を見据えた地域活動の場所（屋内外）の確保や見守り体制整備に向けた認知症サポーターの養成など世代を超えた担い手確保に企業の協力を依頼する必要がある。（再掲）	中央 R3				
	住民による支え合いの推進に向け、市ボランティアセンターの充実とささえりあとの連携体制について、検討が必要	東 R4				
	介護予防サポーター養成講座の内容充実と、講座終了後のマッチングシステムの整備やアフターフォローの充実が必要。	中央 R4				
働く世代に対する「地域包括ケア」の啓発や、企業との協力体制づくりの推進が必要。	東 R4					

◆介護予防・生活支援

これまでの検討事項と対応状況（平成30年度～令和4年度）			令和5年度の検討事項と市の取組	
区からの検討事項		市の対応状況	区からの検討事項	市の取組
全世代に向けた健康づくりに関する啓発を強化する（特定健診や歯科検診の受診勧奨等）。例えば、後期高齢者歯科健診については、受診券を全対象者に送付する等、より多くの高齢者が受診できる仕組みを作る必要がある。	中央 R3	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診受診勧奨業務として、電話やはがきなどで個別の受診勧奨の実施。地元紙やテレビCM、バスの広告等を実施。 ・後期高齢者健診については、前年度受診者および年度後期高齢者医療新規加入者に受診券を送付。 ・要介護状態につながる生活習慣病の予防や悪化防止を目的として、慢性腎臓病（CKD）、糖尿病、心不全等の啓発や病診連携を図っている。 	<p><中央区> 要介護状態に陥る原因となる「低栄養」解決のためのシステムづくりが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士や食生活改善推進員等による高齢者への買い物同行や栄養指導等 ・フレイル予防の重点的取り組みの一つである「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を図れるよう、関係機関との情報や知識の共有と連携が必要。 	<p>【既存の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食の安全安心・食育推進事業 区役所保健こども課管理栄養士が、高齢者サロン等を対象として、高齢者の食生活や低栄養予防について講話を実施している。（高齢者対象の食育実践講座） ○食生活改善推進事業 食生活改善推進員協議会（市事務局：健康づくり推進課、各支部事務局：区役所保健子ども課）が、日本食生活協会からの委託事業として、高齢者のフレイル予防を目的とした「シニアカフェ」や、家庭での食事介護の知識習得を目的とした「やさしい在宅介護食教室」等を地域住民を対象に実施している。 ・区役所保健こども課を中心に、食生活改善推進員を対象に研修会や調理実習を開催し、食生活改善推進員のスキルアップを図っている。 <p>○短期集中予防サービス（栄養改善プログラム） 要支援1・2、事業対象者（要介護認定非該当で基本チェックリスト該当）でADLやIADLの改善に向けた支援が必要な高齢者に対し、生活機能を改善するための運動器や口腔の機能向上や栄養改善等のプログラムを提供している。栄養改善プログラムにおいては、栄養指導とともに、必要に応じて買い物同行を行っている。</p> <p>○高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業 ・「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」において後期高齢者フレイル予防対策啓発事業を行っている。健診結果より「短期集中予防サービス」該当者へ勧奨を行っている。令和4年度（2022年度）（栄養）118人勧奨うち10名サービス利用開始（口腔）319人に勧奨うち19名サービス利用開始。令和5年度からは（運動）対象者へも勧奨開始したところ。また、健診結果の貧血項目から低栄養状態にある方に対して骨折予防の視点も含め家庭訪問等による保健指導事業を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内ワーキンググループ（6回/年）関係主管課（高齢福祉課、介護保険課、健康福祉政策課、健康づくり推進課、医療政策課、保護管理援護課、国保年金課）において高齢者に関する健康課題を共有し、今後の取組について検討している。庁内連携会議（2回/年）ワーキング会議参加課に加え各区役所福祉課、保健こども課も参加し、一体的実施事業の推進に向けて検討している。また、外部組織としてささえりあブロック会議等へ参加し一体的実施事業について説明し、連携を求めている。 <p>【今後の取組や方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域からの高齢者の栄養・食生活面からの講話等の依頼に関しては、引き続き区役所管理栄養士等が可能な限り要望に応え、高齢者の栄養改善に取り組む。 食生活改善推進員への依頼に関しては、支部事務局である区役所保健こども課が窓口となり連携して取り組む。 ○引き続き短期集中予防サービス受託事業者の確保に努めるとともに、短期集中予防サービスの利用に係るケアマネジメント作成の簡素化を検討していく。 ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業 今後の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の推進ため、高齢者事業の共有や今後の共有課題（骨折）や連携などについて検討していく。
要介護状態に陥る原因となる「低栄養」解決のためのシステムづくりが必要。	中央 R4	<ul style="list-style-type: none"> ・がんの早期発見・早期治療を目的として、ハイリスク世代や退職者世代等にごん検診の個別受診勧奨を送付し受診率向上を図っている。 		
特定健診の受診率が例年変化がないため、受診率を上げる取り組みが必要である。	西 R4	<ul style="list-style-type: none"> ・歯の損失の主要原因である歯周病の早期発見・治療を目的とした「歯周病検診」の受診勧奨を、市政だより、大腸がん検診受診の個別勧奨通知に併せて実施。 ・気軽に楽しく継続して健康づくり活動に取り組み、健康行動の習慣化を図る「熊本健康ポイント事業」について、メディア、SNSを活用した広報を実施。 		
健康づくり				

◆在宅医療・介護連携

これまでの検討事項と対応状況（平成30年度～令和4年度）			令和5年度の検討事項と市の取組	
区からの検討事項		市の対応状況	区からの検討事項	市の取組
メッセージノート	人生会議やメッセージノートについての認知度を高めるため、行政として広く啓発することが必要。	・市ホームページや出前講座等での啓発	<南区> 人生会議やメッセージノートについての認知度をさらに高めるため、市全域において広く啓発することが必要。	【既存の取組】 出前講座や市民講演会、市政LINE、市ホームページ等で啓発している。また、広報媒体（チラシ等）を作成し、市民だけでなく職員への啓発も行った。また、庁内の関係課とも情報共有し、連携して啓発を行った。 【今後の取組や方向性】 本年度の取り組みを継続予定。
	医療・介護連携は圏域を越えた連携体制の構築が必要。	・熊本地域在宅医療介護連携体制検討会	<南区> 住民が望む良質な在宅療養を提供できるよう、医療・介護分野の関係機関と、より前向きで具体的な協議を進めることが必要。	【既存の取組】 ・在宅医療・介護・救急の関係者からなる会議等で連携についての課題について検討している。 ・多職種連携研修会を開催。 【今後の取組や方向性】 会議メンバーに新たに障がい関係機関を加えるとともに、庁内の関係部署とも共有していく。
	住民が望む在宅療養を提供できるよう、医療・介護分野の関係機関とより前向きな協議を進めることが必要。	・在宅療養患者等の救急医療等に関する検討会 ・多職種連携研修会		
介護予防活動を充実させるため、コミュニティナースや潜在看護師、休日の看護師、理学療法士等の医学的専門知識がある人の協力が得られる仕組みづくり。	西 R3			

◆その他

これまでの検討事項と対応状況（平成30年度～令和4年度）			令和5年度の検討事項と市の取組	
区からの検討事項		市の対応状況	区からの検討事項	市の取組
重層的支援		既存の取組に同じ	<中央区> 複雑化複合化する地域住民の課題に対して、重層的に支援する為のコーディネート機関の設立とコーディネーターの創出が必要。	【既存の取組】 既存事業である孤独・孤立対策の事業において、NPO法人や、庁内関係課と孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを設立し、まずは孤独・孤立を切り口とした複合的な課題への重層的支援体制の構築に向けた体制整備を進めている。 【今後の取組予定や方向性】 孤独・孤立対策官民連携プラットフォームへの参画団体の拡大等を図りながら、コーディネート機関の設立等も含め、孤独・孤立対策に限らない重層的支援体制の整備についても検討していく。
	民生委員	既存の取組に同じ	<西区> 民生委員・児童委員をはじめ地域活動を担っている方の業務内容が多岐にわたり、業務量も増えている。業務内容の見直しや役割分担について検討し、負担軽減を図る必要があると考える。	【既存の取組】 令和3年度（2021年度）に民生委員・児童委員に対する実態調査（アンケート）を実施した。この結果を踏まえ、市民児協と市社協と三者協議を実施し、民生委員・児童委員の業務負担軽減に向けた協議を行っている。 一斉改選時には、欠員が多い自治協議会を訪問し、制度の説明・選任基準等の説明を行い、候補者推薦を促した。 【今後の取組予定や方向性】 引き続き三者協議を実施。証明事務等、民生委員・児童委員が負担に感じている業務について関係課と調整を行う等、負担軽減に向けた取組を実施する。

◆その他

これまでの検討事項と対応状況（平成30年度～令和4年度）			令和5年度の検討事項と市の取組		
区からの検討事項		市の対応状況	区からの検討事項	市の取組	
周知広報・連携体制整備	関係者や一部の人にしか認知されていない地域包括ケアシステムについて、高齢者やその家族等にも広く理解していただくことが必要。	中央 H30	<p>・地域包括ケアシステム広報事業</p> <p>・企業との連携協定による高齢者の見守り</p> <p>【推進会議の実績（施策化等したもの）】</p> <p>・地域包括ケアシステム広報事業において、次のテーマについてテレビCMや情報番組、市政だより、地域情報誌の活用による周知広報を行った。</p> <p>H30、R1 地域包括ケアシステム</p> <p>R2 コロナ禍におけるフレイル予防</p> <p>R3 地域包括支援センターの活動紹介</p> <p>R4 自立支援・重度化防止の取組</p> <p>R5 地域包括支援センターの役割と介護予防の重要性に関するオンデマンド研修</p>	<p><中央区></p> <p>介護保険利用増大に関連して、介護保険制度の基本理念に関する市民への啓発活動が必要。</p>	<p>【既存の取組】</p> <p>介護保険に関するパンフレット（くまもと介護保険知得情報等）や介護保険証に理念を記載している他、出前講座、研修等において啓発を実施。</p> <p>また、介護保険の申請や相談に対応する職員（ささえりあ・福祉課）を対象に窓口研修を実施し（2回）、市民に対する自立・重度化防止の推進を図る取り組みについて検討している。</p> <p>【今後の取組予定や方向性】</p> <p>本年度の取り組みを継続。窓口研修での検討結果に応じて、啓発資料等を作成する。</p>
	ケアマネジャーを含め、市民に広く自立支援の視点を広めることが必要。	西 H30			
	高齢者を地域で支えるための、インフォーマルな生活支援の創出やおたがいさまの理念の普及が必要。	北 H30			
	生活支援コーディネーターの機能が最大限発揮できるよう広報を強化していくことが必要。	中央 H30			
	将来の介護保険事業の予測を踏まえ、介護予防も含めて世代を超えた健康づくりの必要性を市民と行政、関係機関がともに考える場や機会が必要。	中央 H30			
	「地域包括ケアシステム」の広報・周知が必要。	東 H30			
	高齢者を地域で支えるための、地域団体やボランティア団体等によるインフォーマルな生活支援の創出や「おたがいさま」の理念を普及させることが必要。（再掲）	北 H30			
	「地域包括ケアシステム」の広報・周知や市民の「自留意識の醸成」に向け、啓発資料の作成や保険証送付時の啓発等、全市的な取組が必要。	東 R1			
	ウィズコロナ時代を見据えた地域活動の場所（屋内外）の確保や見守り体制整備に向けた認知症サポーターの養成など世代を超えた担い手確保に企業の協力を依頼する必要がある。（再掲）	中央 R3			
働く世代に対する「地域包括ケア」の啓発や、企業との協力体制づくりの推進が必要。特に業務を通じてできる見守りや、空きスペースの提供等、企業の協力を得られないか検討が必要。	東 R4				
高齢者等の見守りや声掛けパトロールに取り組む人材育成が必要。	北 R4				